

<受注制作のソフトウェアに係る収益の認識基準を記載している事例>

ケース1) 経理の状況≫財務諸表等≫財務諸表≫重要な会計方針

受注制作のソフトウェア等に係る収益の認識基準等

当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる場合については工事進行基準を適用し、その他の場合については工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する場合の当期末における進捗度の見積りは、原価比例法を用いております。